

令和6年

上尾市教育委員会12月定例会 議案

議 案 名

議案第 6 5 号 上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報  
通信の技術の利用に関する規則の制定について ----- 1

## 議案第 6 5 号

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

上尾市教育委員会の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 1 8 年上尾市規則第 4 3 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

教育委員会の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合の必要な事項を定めたいので、この案を提出する。